

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和7年9月16日（火） 午前9時57分開議
議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

- 議案第 75号 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例及びひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 77号 旧平磯小学校B棟及び屋内運動場解体工事請負契約の締結について
議案第 78号 総合体育館屋根及び外壁改修工事請負契約の締結について
議案第 80号 令和7年度府用パソコン購入売買契約の締結について
議案第 81号 消防ポンプ自動車購入（第6分団）売買契約の締結について
議案第 83号 あらたに生じた土地の確認について
議案第 84号 字の区域の変更について
-

○出席委員 8名

総務生活委員会 井 坂 章 委員長
井 坂 涼 子 副委員長
鎌 田 政 人 委 員
田 中 高 司 委 員
鈴 木 道 生 委 員
雨 澤 正 委 員
大 内 聖 仁 委 員
打 越 浩 委 員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

企画部 森 山 雄 彦 企画部長兼市長公室長
大 谷 宏 企画調整課長
小和瀬 晃 企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長

石 塚 正 範 デジタル推進課長
根 笹 浩 二 デジタル推進課長補佐兼係長
総務部 白 土 光 伸 総務部長
一 木 宙 総務部参事兼総務課長
鈴 木 寿 和 総務課長補佐
西 野 浩 文 総務部参事兼人事課長
二 川 和 久 人事課長補佐
清 水 浩 幸 人事課係長
鯉 沼 誠 也 人事課主任
川 崎 誠 司 総務部参事兼資産経営課長
益 子 昭 彦 資産経営課副技正
大 串 貴 弘 資産経営課長補佐
武 石 晃 明 資産経営課財産活用係長
永 井 四十三 契約検査課長
瀬 樂 将 吾 契約検査課主幹
市民生活部 坂 場 信 二 市民生活部長
鈴 木 健 瞳 市民生活部参事兼生活安全課長
野 澤 和 也 生活安全課長補佐
武 石 泰 文 市民活動課長
安 千 春 市民活動課長補佐兼係長
土 屋 宗 徳 スポーツ振興課長
四 倉 英 明 スポーツ振興課係長

○事務局職員出席者

議会事務局 石 崎 聰一郎 局長
國 谷 利 広 次長補佐
佐 藤 ゆかり 主幹

総務生活委員会

令和7年9月16日(火)

茨城県ひたちなか市議会

午前9時57分 開会

○井坂（章）委員長 これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案7件です。

それでは、初めに、議案第75号 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例及びひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和7年定例会、第3回9月定例会、議案、議案第75号の順にフォルダをお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。白土総務部長。

○白土総務部長 では、議案第75号 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例及びひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

○井坂（章）委員長 着座で結構です。

○白土総務部長 では、着座にて失礼をいたします。

議案とは別にお配りをしております説明資料をご覧いただきたいと思います。

1の改正理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴いまして、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員の制度に準じ、部分休業制度の拡充を行おうとするものでございます。また、いわゆる育児・介護休業法の改正を踏まえた国家公務員の制度に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を任命権者が行うよう改正を行おうとするものでございます。

2の主な改正内容でございます。（1）育児休業等に関する条例において、小学校就学の終期に達するまでの子のある職員に関する部分休業制度を拡充いたします。まず、取得時間につきましては、現在、1日につき2時間まで、30分単位となっておりますが、改正案では第1号部分休業として現行制度を残しつつ、第2号部分休業として年間77時間30分まで、1時間単位を新たに設けようとするものでございます。また、取得条件につきましては、業務の開始又は終了に合わせて取得すること、勤務時間に引き続いていることが条件でしたが、改正案ではこれらの条件は撤廃されることになります。

（2）勤務時間、休暇等に関する条例において、国家公務員の制度と同様に仕事と育児との両立に資する制度を周知し、制度の利用の意向確認などの取組を追加いたします。

3、条例の施行日でございますが、令和7年10月1日としてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第77号 旧平磯小学校B棟及び屋内運動場解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第77号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料もありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。白土総務部長。着座で結構です。

○白土総務部長 着座にて失礼をいたします。

議案第77号 旧平磯小学校B棟及び屋内運動場解体工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本議案につきましては、令和3年3月に閉校した旧平磯小学校の震災前から使用していた旧校舎であるB棟及び屋内運動場、体育館でございますけれども、これを解体する工事において議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上となる1億8,678万円の工事となりますことから、ご審議いただくものでございます。

本工事は、一般競争入札に付し、令和7年7月16日に1億8,370万円で大曾根・ニシノ特定建設工事共同企業体との仮契約を締結しております。

また、工期につきましては、議決の翌日から令和8年3月27日までとしております。

旧平磯小学校の利活用については、これまで地域と話合いを重ね、震災後に建築した校舎であるA棟へ平磯コミュニティセンターが機能移転をいたします。また、B棟校舎及び屋内運動場解体後には、平磯コミュニティセンターに付随する駐車場や多目的広場として、既存のグラウンドと一体に活用していくとともに、屋内運動場跡地を含む海側の敷地については公園として活用していくこととしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定

しました。

次に、議案第78号 総合体育館屋根及び外壁改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第78号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。坂場市民生活部長。

○坂場市民生活部長 着座のまま失礼いたします。

議案第78号についてご説明申し上げます。総合体育館屋根及び外壁改修工事に係る請負契約の締結に関する議案であります。

まず、議案書に記載はございませんが、この契約行為の前提となる債務負担行為について申し上げますと、本年3月の定例会において議決をいただいたその内容は、総合体育館改修事業、期間は令和7年度から8年度まで、限度額は3億7,455万7,000円であります。

次に、議案書記載の契約内容につきましては、一般競争入札によりまして、契約金額3億3,165万円で、契約の相手方をマスダ・ケンソウ特定建設工事共同企業体として契約を締結しようとするものであります。

なお、契約期間は、補足説明資料のとおり、令和8年9月4日までとなってございます。

工事の内容につきましては、屋上防水の改修と外壁の改修の2つの工事をまとめて行うものでございます。記載はございませんが、概要について口頭説明申し上げますと、まず、屋上防水の改修につきましては、経年劣化により雨漏りなどが見られることから、金属屋根の塗装を行うほか、平場部分は目地を除去の上、シーリングし、全体にウレタン塗膜防水を行うものであります。

次に、外壁の改修については、外壁を覆っているタイルに浮きやひび割れが見られることから、全周に足場を設置し、これらの補修を行うとともに、雨水の侵入防止や壁面を保護するための保護剤を塗布するものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第80号 令和7年度府用パソコン購入売買契約の締結についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第80号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。森山企画部長。

○森山企画部長兼市長公室長 恐れ入ります。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第80号につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧願います。

中段に記載がしておりますように、1、契約の目的にありますように、本議案は職員が使用するパソコン購入に伴う契約議案であり、後ほど改めて申し上げますが、280台購入しようとするものであります。使い道は、主に経年劣化したパソコンの更新であり、平成28年度から30年度にかけて調達し、動作が重く業務に支障を来している、あるいは、既に故障しているパソコンの更新であります。

次に、2、契約方法としましては指名競争入札により行いまして、3、契約の金額は3,105万668円で、4、契約の相手方としてリコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部と契約を締結しようとするものであります。このパソコン購入に当たりましては、用途に応じて4種類の仕様を定め、発注をしております。

恐れ入りますが、別データの縦長のファイル、令和7年度庁用パソコン購入売買契約の締結についてと題しました参考資料をお開き願います。

恐れ入りますが、そのうち、3枚目をご覧願います。

ページの左上に機器選定仕様書と記載し、続いて、1、LGWAN系パソコン（デスクトップパソコンA）と記載したページでございます。このうち、（1）の数量にありますように190台を購入し、（2）性能として一般的な事務や事業の実施に当たり必要な書類の作成保存、また、府内外への業務連絡ができるような仕様としております。主な性能としまして、表にございます区分、記憶装置の欄にありますように、SSD（ソリッドステートドライブ）と呼ばれる形式の書類データを保存するための記憶装置で、記憶容量は256GBとしております。その下の行にありますメモリは、一時保存ができる容量であり、俗に言う処理が重くならない能力を示す性能であります。複数のファイルを同時に開いて行う作業がスムーズに行えるよう、メモリを16GBとしております。

続きまして、次のページ、4枚目をご覧願います。

2、個人番号系パソコン（デスクトップパソコンB）であります、用途としましては、市民課や国保年金課など、主に窓口において個人番号を扱う事務に使用するパソコンであり、（1）数量にありますように25台を購入する予定であります。転入・転出などの手続を行うため、個人番号を用いられた台帳データの更新作業が中心であり、書類作成の頻度は少ないことから、表にございます区分、記憶装置はSSD128GB、その下のメモリは8GBとしております。

続きまして、次のページ、5枚目をお開き願います。

3、インターネット系パソコン（ノートパソコン）であります、用途としましては、職員が会議室までパソコンを持ち込んだり、オンライン打合せにも対応できるパソコンであり、

(1) 数量にありますように25台を購入する予定であります。(2) 性能としましては、書類の作成保存に適した性能として、表にありますように記憶装置256GB、メモリ16GBとし、持ち歩き、オンライン打合せに適した性能として、ディスプレイの欄をご覧いただきますと、1行目にサイズとしまして、ノートパソコンのためやや小ぶりの15.6型、また、3行目にありますようにWebカメラを搭載しております。

続きまして、表の下、4、ワークグループ系パソコンであります、用途としましては、庁舎の空調やドアセキュリティなど、管理用パソコン故障時に交換する予備のパソコンとなりまして、デスクトップ15台、ノートパソコン25台、合わせて40台を購入する予定であります。

最後の行にございますように、これらまとめて合計280台を購入しようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第81号 消防ポンプ自動車購入（第6分団）売買契約の締結についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第81号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。坂場市民生活部長。

○坂場市民生活部長 着座にて失礼いたします。

議案第81号についてご説明申し上げます。消防団の消防ポンプ自動車購入売買契約の締結に関する議案でございます。

まず、議案書に記載はございませんが、この契約行為の前提となる債務負担行為について申し上げますと、本年3月の定例会において議決をいただいたその内容は、消防ポンプ自動車購入、期間は令和7年度から8年度まで、限度額は2,892万4,000円でございます。

次に、議案書記載の契約内容につきましては、指名競争入札によりまして、契約金額2,761万円で、契約の相手方を株式会社ナカムラ消防化学東京営業所として契約を締結しようとするものであります。

なお、契約期間は、補足説明資料のとおり令和8年8月31日まででございます。

購入車両につきましては、枝川地区の第6分団車であり、議案書に記載はございませんが、車両について概要を説明申し上げますと、当分団に配備されている現在の車両は、平成11年に購入したもので26年が経過しており、経年劣化と故障時の部品調達が困難となっていることから更新するものであります。車両の仕様につきましては、消防ポンプ自動車CD-I型の標準艤装に本市が指定する装備や付属品などを加えたものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第83号 あらたに生じた土地の確認について、議案第84号 字の区域の変更について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第83号、議案第84号をお開きください。

それでは、提出者の説明を願います。白土総務部長。

○白土総務部長 着座のまま失礼をいたします。

議案第83号 あらたに生じた土地の確認について及び議案第84号 字の区域の変更につきましては、関連いたしますので、一括してご説明をさせていただきます。

議案第83号の参考資料の2ページをご覧いただきたいと思います。茨城県の施行による茨城港常陸那珂港区区域内の公有水面埋立工事の竣工が認可されたことに伴い、議案第83号におきまして、ひたちなか市大字長砂字渚2016番及び2026番の地先公有水面に新たに4万3,296.53平米の土地が生じたことを確認するとともに、議案第84号におきましては、その土地を大字長砂字渚に編入するため、字の区域を変更しようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。最初に、議案第83号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第84号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部は退席して結構でございます。ご苦労さまでした。

(執行部退席)

○井坂（章）委員長 次に、協議に移ります。

閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。12月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見などありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 私としては、正副一任で、ぜひ一度、12月まで時間がありますので、何か所管事務ができたらいいのではないかと考えております。

○井坂（章）委員長 今、正副一任というお話が出ました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 分かりました。案件は正副一任になったんだけれども、あとは日程的なところで、次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件については正副委員長にお任せいただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 それでは、次のようにさせていただきます。

事前に日程について協議したいというふうに思います。候補として挙げているのは、10月23日（木曜日）午前10時からということで考えておりますが、よろしいですか。

(「ほかのところは」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 ほかの日程の候補。もう一つあるのは、11月7日（金曜日）午前・午後とも。どちらも大丈夫ですか。

(「会派調査」「会派調査、なるほど」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 会派でどこか行っちゃうの。視察に行かれるということですね。

暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○井坂（章）委員長 再開をいたします。

では、次回の日程は10月23日（木曜日）午前10時からということでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。

では、開催する場合は予定通知にてご連絡いたします。よろしくお願ひします。

あと、案件なんですけれど、特に皆さんのはうでご意見などあればというふうに思うんですけど、この件に関しては。

（「正副一任で」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 正副一任でよろしいですか。今、私どものほうで、正副で検討しているのは、避難所の、この前の7月31日の津波に対する避難というのがありましたけど、やっぱり避難所の開設と同時に在り方ですよね。暑いときに冷房が利かないとかいろいろな条件がありますので、そういうことを含めて、一度検討したほうがいいのかなと。そういう検討をしておりまして、それも一つの案件として考えておりますけれど、それでいかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 では、そういうような方向で行きたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど言いましたけど、開催する場合は予定通知にてご連絡いたします。よろしくお願ひいたします。

それから、続いて閉会中の継続調査申し出について。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和7年度、令和7年9月16日、配付資料、令和7年9月閉会中の継続調査申出書（案）の順にフォルダをお開きください。

閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明させます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○井坂（章）委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査の申し出につきまして、何かご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出します。

5番目です。次に、その他に入ります。何かありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂（章）委員長 なしということですね。分かりました。
以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。
これをもちまして総務生活委員会を閉会します。

午前10時28分　閉会